

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

島根厚生年金 事案613

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における申立期間の標準報酬月額を1万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月26日から同年10月1日まで

私がA社に在籍していた期間のうち、申立期間は同社C支店に勤務した。国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額は1万2,000円と記録されているが、私が所持する申立期間の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は標準報酬月額1万8,000円に見合う額となっているので、申立期間の標準報酬月額を控除額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社本社における標準報酬月額は、昭和39年4月から40年2月までは1万8,000円と記録されているが、同社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得時である同年3月から同年9月までの標準報酬月額は1万2,000円と記録されている。

しかし、D社（申立てに係る事業所を含むB社の人事記録等を管理する関連会社）が保管する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人の昭和40年3月26日の被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、1万8,000円と決定されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額（1万8,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

島根厚生年金 事案614 (事案560の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年7月1日から15年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成19年7月6日まで

昭和57年2月から平成19年7月までの間、A社に勤務した。当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間については、私が所持する給与明細書等では、報酬月額は約22万円から約34万円となっているが、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額は、当該報酬月額に比べて低額となっている。

今回の再申立てに当たり、新たな資料として、平成12年5月から同年7月まで、同年9月から同年11月まで、13年5月から同年7月まで、14年1月、同年4月、同年6月から15年3月まで、同年5月から16年2月まで、同年4月から同年10月まで、17年3月から同年6月まで、同年9月、同年11月から18年1月まで、及び同年3月の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を控除された厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の当初の申立てにおいては、i) 申立期間のうち、平成8年4月

1 日から9年10月1日までの期間及び15年4月1日から19年6月1日までの期間については、申立人が所持する10年3月、同年4月、11年8月、12年4月、16年11月、同年12月、17年7月、同年8月、同年10月、18年5月、同年8月、同年11月及び19年5月の給与明細書、申立人が所持する8年分、11年分及び15年から18年までの分の給与所得の源泉徴収票、市区町村が発行した平成12年度から14年度までの期間及び16年度から20年度までの期間に係る所得・課税証明書から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、当該各期間の申立人に係る標準報酬月額を、平成8年4月から9年9月までは30万円、15年4月から17年8月までは26万円、同年9月から19年5月までは24万円に訂正することが必要であるとし、一方、ii) 申立期間のうち、昭和64年1月1日から平成8年4月1日までの期間及び9年10月1日から15年4月1日までの期間については、申立人の所持する元年1月から6年12月まで、7年4月、同年10月、10年3月、同年4月、11年8月及び12年4月の給与明細書、2年分、5年分、6年分、8年分、11年分及び15年分の給与所得の源泉徴収票、市区町村が発行した平成12年度から16年度までの期間の所得・課税証明書から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であること、iii) 申立期間のうち、平成19年6月1日から同年7月6日までの期間については、申立人が所持する未払賃金立替払決定・支払通知書から、申立人は、当該期間において、A社における未払賃金の立替払金を受給していることが確認できる上、申立人が所持する同年5月分の給与明細書及び市区町村が発行した平成20年度所得・課税証明書から、当該期間における給与が申立人に対して支払われていないと推認できることから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月15日付けで、i) の期間については年金記録を訂正すべきであるとする通知が、ii) 及びiii) の期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の再申立てに当たり、申立人は平成12年5月から同年7月まで、同年9月から同年11月まで、13年5月から同年7月まで、14年1月、同年4月、同年6月から15年3月まで、同年5月から16年2月まで、同年4月から同年10月まで、17年3月から同年6月まで、同年9月、同年11月から18年1月まで、及び同年3月の給与明細書を新たに提出しているところ、14年7月から15年3月までの給与明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、14年7月1日から15年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、社会保険事務所が、平成14年7月に行われた随時改定及び同年10月に行われた定時決定のいずれの機会においても標準報酬月額の決定を誤るとは考え難い上、同年7月1日から15年4月1日までの全ての期間において、申立人が新たに提出した14年7月から15年3月までの給与明細書か

ら確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額と一致しないことから、事業主は、申立人の給与明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和64年1月1日から平成14年7月1日までの期間及び15年4月1日から19年7月6日までの期間については、申立人が新たに提出した前述の給与明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないことなど、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該各期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。